思いやり医療 Vol.4

高齢者施設のご案内



○特別養護老人ホームとは・・・

『介護老人福祉施設』とも呼ばれ、社会福祉法人や地方自治体が運営する公的な施設です。ご入居の対象となる方は、65歳以上で要介護3以上の認定を受け、常に介護が必要な状態で、自宅での介護が困難な方です。認知症や寝たきりなど、比較的重度の方が対象になります。

○介護老人保険施設とは・・・

『老健』とも呼ばれる、医療ケアやリハビリを受ける事を目的とした介護施設です。 ご入居の対象となる方は、要介護1~5の認定を受けている方となります。入院治療 が必要ではなく、病状は安定しながらも自宅での介護が困難である場合に利用で きます。特別養護老人ホームとは異なり、医療ケアやリハビリを行うことで、自宅 での介護を目指す施設になります。

○療養型医療施設とは・・・

病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもと、医療、看護、介護、 リハビリなどが受けられる施設になります。

○介護付き有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅とは・・・

高齢者が暮らしやすいように配慮した『住まい』に、食事の提供、介護の提供、 洗濯、掃除等の家事、健康管理など、日常生活を送る上で必要なサービスが付いた 『住まい』になります。

※すべての有料老人ホームで、入居条件が一定というわけではございません。 年齢や健康状態によって異なります。

○サービス付き高齢者向け住宅とは・・・

主に、自立あるいは軽度の介護状態の高齢者を受入れる施設になります。 他の介護施設と比べ、選択肢が豊富なサービス付き高齢者住宅を選ぶことで、 住み慣れた地域に住み続けやすくなるというメリットもあります。

※詳細をお聞きになりたい方は、

1階32番の医療・福祉総合相談窓口相談員または2階21番の入退院支援看護師までお問い合わせください。